

## 清末の「憲法」：日清戦争前後

佐々木, 揚  
佐賀大学文化教育学部

<https://doi.org/10.15017/25810>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 31, pp.137-180, 2003-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：

# 清末の「憲法」——日清戦争前後——

佐々木 揚

## はじめに

本論文でいう憲法は、Constitution (英仏)、Verfassung (独)の訳語としてのそれである。憲法とは国家の統治体制の基本を定めた根本法であり、また権力の制限を表現すべく権力分立による抑制均衡や人民の権利の保障を規定するものである。周知の如く最初の成文憲法はアメリカ独立革命やフランス革命の結果として作られており、それは文字通り西洋近代の産物であるといえよう。

ところで、中国において「憲法」「国憲」という語は、夙に『国語』『管子』『漢書』などに現れており、「憲」は「法」或いは「懸けられた」を意味していた。日本では、聖徳太子の「十七条憲法」以来「憲法」という語が使われているが、徳川時代には、それは一般の法規・法令を指して用いられており、かかる用法は明治前期まで踏襲されている<sup>1)</sup>。

明治維新前後より、西洋の国家にはConstitutionなるものが存在することが知られ始めると、これに「律例」「国律」(福沢諭吉)、「根本律法」「国制」「朝綱」(津田真道)、「国憲」(加藤弘之)、「憲法」(箕作麟祥)、「建国法」(井上毅)などの訳語が当てられるようになる<sup>2)</sup>。憲法制定は、自由民権・国会開設運動と関連して、大きな政治問題となるが、この頃には「国憲」の語が広く使われていた。「憲法」が通常の法律ではなくConstitutionの意味で用いられるのが一般化するの、一八八二年に伊藤博文が欧州諸国の憲法調査を命ぜられた頃からであったとされる。伊藤の調査に基づき、

一八八九年、大日本帝国憲法が發布されるのは周知のところである。

他方、清末の中国についてみれば、西洋の議會制度は『海国図志』や『瀛環志略』といった一八四〇年代の著作から紹介がなされており、一八七〇年代後半以降には、西洋諸国へ派遣された外交使節などによって議會政治の実相が知られるようになる<sup>50</sup>。しかしながら、中国人が西洋近代の憲法を理解するのはこれよりも遅れ、通説的には戊戌変法期からであったとされる。即ち、康有為・梁啓超らの変法派は日本をモデルとする立憲君主制の樹立を目指したが政変によって日本に亡命し、梁はその後日本語文献によって憲法理解を深め、「各国憲法異同論」（一八九九年）、「立憲法議」（一九〇一年）を発表する。梁の影響の下、清朝官僚をも含む立憲派が形成され、日露戦争後、清朝は憲政視察団の海外派遣、「予備立憲」上諭の發布を行うに至った、と捉えられている。

筆者は、右のような捉え方は概ね妥当であると考えている。ただ、Constitution としての憲法がどのようにして中国人に知られるようになり、どれほど理解されたか、という問題は、従来の研究では明らかにしていないと考える。本稿では、戊戌変法に至るまでの時期につき、梁啓超の場合を中心として、出来る限り同時代史料に拠りつつ、かかる問題を解明してみたい。

因みに、中国の憲法史に関しては、荊知仁や韋慶遠らによる通史的研究があるが、いずれも戊戌以前の時期については簡略である<sup>51</sup>。戊戌変法に関しては、これまで膨大な研究の蓄積があり、また近年では新しい史料が発掘、刊行されたこともあって、特に中国で活発な議論が展開しているように見受けられる<sup>52</sup>。しかしながら、この時期「憲法」がどのように捉えられたかという角度からの接近は見当たらず、同時代史料に現れる「憲法」という語をそのまま西洋近代的な Constitution の意味に解しているものが多いように思われる。これへの疑問は行論の中で示すこととしたい。

## 一 日清戦争以前における憲法の紹介

## 1 西洋人による紹介

中国において、Constitution としての憲法は、先ず西洋人が中国語で著した文献の中で言及された。即ち、米人宣教師ブリッジマン (Elijah Coleman Bridgman, 「高理文」「裨治文」) の「美理哥合省国志略」(一八三八年) は、アメリカ合衆国の歴史と現状を述べる中で、一七八七年制定の合衆国憲法を「章程」或いは「大典」とし、議会や大統領についての憲法の規定を説明していた。ただ同書は憲法そのものの意味を説明しておらず、また憲法発効の直後に追加された各種の人権を保障する修正一〇ヶ条の「権利の章典」には触れていない。同書は魏源『海国図志』に収録され、後には王錫祺編『小方壺齋輿地叢鈔』再補編(一八九七年)にも収められているので、相応の読者を持ったものと思われるが、清末期中国人の憲法理解にどれほど資したかは疑問である。

ブリッジマンは「美理哥合省国志略」にあきたらず、これを全面的に書き改めて一八六二年『大美聯邦志略』を刊行した。ここでは合衆国憲法は「政体」という訳語に統一され、その制定過程と全七ヶ条が簡潔に説明されるとともに、憲法の条文に即して「立法」「行法」「審判」の三権分立が要領よく解説されている。ただ「政体」についての説明はなく、また修正一〇ヶ条も触れられていない。『大美聯邦志略』が同時代の中国でどれ程読まれたかは詳らかでないが、同書は直ちに幕末日本に入り、一八六四年には箕作阮甫による訓点本が出版されている。副島種臣と福岡孝弟が起草した一八六八年公布の「政体書」にその影響が見られることはよく知られている。

また米人宣教師アレン (Young J. Allen, 「林樂知」) が上海で発行していた週刊紙『万国公報』の一八七五年六月一二日号には、「訳民主国与各国章程及公議堂解」という翻訳記事が掲載されている。ここでいう「章程」は憲法のことであり、イギリスについては「数百年來、詳しく考訂を加えて、此の一定の章程を成す」とし、アメリカ合衆国については、「立国の初、斟酌すること至当にして、今に至るも多く増損するなく、章程実に善し」と言う。次いで、その最も重要な点は「行権」「掌律」「議法」の三権分立であると、英米の議会の異同について述べ、さらに普通選挙に

よって選出された国会議員が「大権を掌握」する国こそが「寛政の国」であり、西洋諸国は皆これを目指していると論じていた。

この記事は、「治国の権、之を民に属す」とし、衆民の権を分ちて一人の君主に集中するのは、民間に益があり叛逆や苛政が起こらぬようにするためであつて、これこそが「章程」であると述べ、社会契約説に立っていることを窺わせる。蓋し西洋近代の憲法を中国語で説明した最も早期の文献であろう。ただ「章程」は、規則類一般を指す中国で普通に用いられている語であり、これを憲法の訳語としたのは、中国人読者の理解を容易にするためであるが、他面、一般の法律とは区別される根本法としての憲法の存在を気付かせる上では適切でなかつたかもしれぬ。

一八八〇年に北京の同文館より刊行された『法国律例』は、同文館の化学教習ビルカン (Anatole A. Billequin, 「畢利干」) が同文館生徒の協力を得て所謂ナポレオン法典を漢訳した四六巻総計四七八〇頁の浩瀚な訳書であり、中国で初めて西洋近代国家の法典を全訳したものである。これには、刑事訴訟法 (「刑名定範」)、刑法 (「刑律」)、商法 (「貿易定律」)、民法 (「民律」)、民事訴訟法 (「民律指掌」) に加え、森林法 (「園林則律」) が含まれているが、憲法は入っていない。また一八九一年には、ビルカン編の『法漢合璧字典 (Dictionnaire Français-Chinois)』が北京とパリで同時に出版されている。この仏中辞典において、constitution には「国法」「国典」「国例」という訳語が与えられている。ただ「国法」は jurisprudence, justice, législation の訳語としても用いられており、ビルカンは西洋近代の憲法をどのように訳すかについて明確な考えを持たなかつたことが推測される<sup>(8)</sup>。

## 2 中国人による紹介

一八七〇年代後半、清朝が欧米の主要国と日本に公使館を設置すると、公使をはじめとする外交官などにより任地国の政治や社会・文化についての観察・調査がなされ始め、議会政治の実態などが知られるようになる。

またこの頃より、王韜、鄭観応ら在野の知識人は、在華西洋人の著訳書の影響の下、世界各国の政体を「君主」「民主」「君民共主」の三種に分けて論じ始めた。この三種は、概ね専制君主制・共和制（大統領制）・立憲君主制に対応しており、元首が世襲の皇帝また国王であるか任期制の大統領か、及び議会の有無、よつて分類したものであった<sup>99</sup>。ただ議會をはじめとする国家の統治機関が憲法により規定されているということは未だ知られていなかった。この政体三分法は一八九〇年代末まで中国で一般に用いられることになる。

初期の海外派遣外交官は西洋諸国の憲法に気付かなかつたが、一八八〇年代末、海外遊歴を命ぜられた官僚の中に、憲法に言及する者が現れる。即ち一八八七年、清朝は、総理衙門の主導の下、六部の中下級官僚から一二名を選抜して、二年以内の予定で諸外国を遊歴し諸事情を調査せしめた。彼らは、帰国後、派遣国についての報告書を提出するが、この中、三名の報告書が憲法に触れている<sup>100</sup>。

先ず英仏を遊歴した劉啓彤についてみれば、報告書として「英政概」「法政概」などを提出している。「英政概」は、イギリス議會政治の様々な側面を簡潔に紹介し、議會と国王・政府との関係にも論及しているが、イギリスには成文憲法が存在しない故にか、憲法には言及していない。他方、「法政概」は、一八七五年に制定されたフランス第三共和制憲法に触れている。なお第三共和制憲法は、「元老院の組織に関する法（全一条）」「公権の組織に関する法（全九条）」「公権相互の關係に関する法（全一四條）」の三つの憲法法律から成っていた。この憲法は、王党派と共和派の妥協の産物であつて、国家権力を運用するのに不可欠な国家諸機関の組織・権限及びそれら相互の關係を定める規定のみを内容とし、国民主権や人権宣言といった理念的、思想的な規定を欠いていた<sup>101</sup>。

劉啓彤は、「法政概」で、大統領は任期七年であり、大臣選任、外交官の接見、恩赦、軍の統率などを行うと述べるが、これらは「公権の組織に関する法」に記されているところであつた。また「新訂議院の制」として、一、大統領による議院の開会と会期、二、大統領による議院の閉会、臨時召集及び停会、三、上下両院による大統領の選出、など全一四ヶ条を挙げている。この一四ヶ条は「公権相互の關係に関する法」を逐条紹介したものであつた。但し、第三共和

制憲法そのものについての説明は行われていない。また「新訂議院の制」という漢訳名は、これが第三共和制憲法を構成する三法の一つであるという認識を劉が持たなかったことを推測させる。憲法を指し示す特定の訳語も用いられておらず、「光緒乙亥年（一八七五年）」の「新例」、「新訂議院の制」、或いは「其の例を改訂し」などとされている。劉啓彤は、一般の法律とは区別されて国家の統治体制の基本を定める根本法が西洋近代国家には存在するということを理解するには至らなかった、と考えてよいであろう。

次に洪勳は、イタリア、スウェーデン・ノルウェー、スペイン、ポルトガルを遊歴し、「遊歴意大利聞見録」など計六篇の記録を残しており、これらの中で「遊歴瑞典那威聞見録」がスウェーデンの憲法に言及している。なお当時、スウェーデンとノルウェーは、スウェーデン国王の下で同君連合を形成していた。スウェーデン王国の憲法は、一八〇九年に制定された「政治法典（Regeringsform）」及び「王位継承法」（一八〇九年）、「国会法」（一八一〇年）、「出版の自由に関する法律」（一八一〇年）という四つの憲法法律から成り立っていたが、実質的には「政治法典」が国家の基本法にあたるものであった。

洪勳は、スウェーデンは「政事は上下議院に由り、政府が擬定し、国君は画諾し府を守るが如」き「君民共主」国であると述べた上で、政治法典の一部を「政治条例」として簡単に紹介している。即ち、国王はルーテル教徒であること、臣民は国王に違背しえぬ、陸海軍は国王が統率する、宣戦講和は国王が主宰する、大臣選任・条約締結・裁判・恩赦は国王が命じ政府・議院が同意した上で決定する、上下両院議員は民間より選挙する、王位は女性には継承されない、などと記している。これらは政治法典全一四ヶ条中の一〇ヶ条ぐらいを要約したものであった。

右の「政治条例」という語は、原語に忠実な訳語であったといえる。だが洪は、劉啓彤の場合と同じく、スウェーデン王国憲法についての説明は行なっておらず、若干の条文の要旨を紹介するに止まっている。洪勳は、「君民共主」国には憲法があり、これが議会その他の統治機関について規定するとともに国王権力を制限し国民の権利を保障する、という理解には至っていなかったと考えてよいであろう。

日本と南北アメリカを遊歴した傳雲龍は、『遊歴美利加図経』など計六篇の浩瀚な報告書を提出した。これらの中で『遊歴日本図経』が、發布されたばかりの大日本帝国憲法の全文の漢訳を収録している。その翻訳は概ね忠実な逐語訳であるといえるが、ただ「憲法第一章 天皇即皇帝」とした上で「第一条 大日本帝国、万世一系の皇帝、統治之」と訳すように、全体にわたって「天皇」が「皇帝」に置き換えられている。同書は一八八九年七月頃までには出版されており、蓋し大日本帝国憲法の全文を中国に紹介した最初の文献であり、さらには西洋近代政治思想に基づく成文憲法の全体を初めて中国に紹介したのもとも言えるであろう。なお帝国憲法の漢訳は、傳雲龍自身が行なったのか、或いは駐日清国公使館で作成した訳文を傳が『遊歴日本図経』の中に入れたのかは詳らかでない。

それでは傳雲龍は大日本帝国憲法をどのように捉えたのであろうか。彼は、

光緒十五年、明治廿一、日本、国会を議立するの前一年たり。すなわち憲法を定め、以て其をして下さしむ。憲法の  
の  
大  
要  
、  
首  
め  
に  
事  
権  
を  
立  
て  
、  
次  
に  
大  
臣  
の  
権  
を  
為  
り  
、  
次  
い  
で  
民  
人  
の  
権  
を  
為  
る  
。  
此  
の  
三  
者  
を  
以  
て  
君  
民  
共  
治  
の  
例  
を  
為  
す  
な  
り  
。

と記している。これより、傳が日本を「君民共治」——日本では立憲君主制に相当する語としては「君民共主」よりも「君民共治」或いは「君民同治」が用いられていた——の国家と見なし、帝国憲法によって君主・大臣・人民の権限が規定されていると捉えたことが窺われる。ただ彼は、憲法や議会が政治において如何なる意味・役割を持つかについては論じていない。なお帝国憲法と同時に公布された議院法は、二院制議会の組織と運営につき詳細に規定しており、傳はその全文の漢訳をも掲載しているが、何らの評語も加えていない。

また『遊歴日本図経』に所収の「職官」類中の「官制」及び「地理」類中の「官署表」においては、内閣以下中央各省、枢密院、元老院、裁判所、府県官といった諸官庁が列挙されている。だがこの場合も、官職名などが記されているのみで、説明は一切なされていない。傳雲龍が日本の政治機構ひいては立憲君主政体をどれほど理解したかは不明であると言わねばならない。

因みに、北洋大臣李鴻章は、大日本帝国憲法發布から程ない頃、その漢訳を読んでいる。ただ彼は、倭、憲法を頌く。主を尊び臣を卑め、権を中央に集め、瑣屑・操切にして、自ずから是れ秦法なり。一に則ち皇帝と曰い、再び則ち皇帝と曰う。始皇本紀を読むが如し。

と述べ、帝国憲法を秦の始皇帝の法になぞらえている。その近代国家の根本法としての意味は全く理解していないと言つてよい。憲法についての予備知識を持たぬ伝統的中国士大夫が、強大な天皇大権を規定しているように見える大日本帝国憲法を読めば、このような捉え方になった、ということであろう。

## 二 『西学書目表』と『日本書目志』

### 1 日清戦争直後の変法論

日清戦争前にあつて、李鴻章ら一部の官僚は、夙に同治年間より日本の自強努力とその結果としての中国に対する脅威に気付いていたが<sup>(12)</sup>、大方の清朝士大夫にとつては、日本は西洋を模倣している東方の一小国にすぎなかつた。その日本に予想外の大敗を喫したことは、清朝政府当局者に加え広汎な士大夫層に多大の衝撃を与えることになった。光緒帝自身、日清講和条約批准書交換の直後、己を罪する詔を発して、積弊を除去し練兵と籌餉に努め自強の效を収めるべきことを命じている<sup>(13)</sup>。かかる情況の下、中央・地方の高級官僚から未だ任官せぬ読書人に至るまで、広い範囲にわたる官僚や知識人が改革の必要を唱えるようになった。これらの多くは、人心収攬・綱紀肅正といった政治の刷新や軍備・財政の再建、教育の振興、交通網の整備などを説くものであつたが、その中で康有為・梁啓超など所謂変法派の知識人は政治制度の改革をも主張し始めた。

ところで康有為らは、それまで儒教古典の研究を中心とする伝統的學術の世界に生きており、且つ科挙合格を目指し

ていた。康は、古典とりわけ『春秋公羊伝』に新たな解釈を施し、時代が抛乱世から昇平世を経て太平世へ進んでいくという歴史観を自らの改革論の基礎に据えるが、これには、西洋の自然科学とりわけ生物学・地質学の漢訳書から獲得した進化論についての知識が影響を及ぼしていると言われる<sup>(15)</sup>。ただ彼は、当時の国際環境の下で中国には危険が迫っていることを痛感してはいたものの、西洋の政治制度についてさほどの知識を有していたわけではなかった。

康有為は、一八九五年五月初から六月末までに三篇の上書を認め、変法の方策を詳論している。その中で、西洋が富強である理由として、諸国が並立し互に競争しあっていること、及び智学が奨励され富貴をもたらす様々な新法が行われていることと並んで、「議院を設け、以て下情を通ず」ることを挙げているのが注目される。ただここでの議院の説明としては、

籌餉是最難の事たりて、民、上を信ずれば、則ち巨款籌るべし。賦税、一定の規なく、費、公に出ずれば、則ち每歲攤派す。人皆な四方より来る。故に疾苦は上聞せざるなし。政皆な一堂より出るに由る、故に徳意は下達せざるなし。事皆な衆議に本づく、故に權奸は其の私を容るるところなし。動皆な衆聴より溢る、故に中飽は其の弊を容るるところなし。

と記すのみで<sup>(16)</sup>、君民上下の意思が疎通し巨額の徴税も難しくなく、また多くの人が議し聴くので公正な行政が行われていると言いうにすぎない。議院の構成、議員の選挙、議院と君主・政府との関係、そして三権分立や憲法などについては一切触れられていない。康有為らは、突如として対日敗戦という危機に際会した時、西洋の政治制度については漠然とした知識しか持ちあわせていなかったと言つてよいであろう。

## 2 『西学書目表』と漢訳政治・法律書

康有為・梁啓超らは、北京と上海で強学会を組織し、また雑誌を発行するなど変法を表現するための活動を開始する

とともに、改革の参考とすべく西洋の政治や学問に関する情報・知識を渴望し追求するようになる。ただ彼らは外国語を解さなかつたので、当面、中国語に翻訳された文献及び中国人が著した文献に頼らざるを得なかつた。

これらを熱心に収集し、分類して目録を作成したのは、上海に移つて『時務報』に健筆を揮つていた梁啓超であつた。彼が編纂し一八九六年秋に時務報館より刊行された『西学書目表』は、この頃までに出ていた翻訳書を「西学」「西政」「雑類」の三類に分け、さらに附巻と「読西学書法」を加えたものである<sup>16</sup>。自然科学を扱う西学類には「算学」「重学」「医学」など一三門合計二二八種の書名が、西政類には「史志」二五種、「官制」一種、「学制」七種、「法律」一三種、「農政」七種、「礦政」九種、「工政」三八種、「商政」四種、「兵政」五五種、「船政」九種の一〇門合計一六八種の書名が、また雑類としては「遊記」「報章」「格致総」「西人議論之書」「無可帰類之書」の五門合計五四種の書名が掲げられていた。なお西政類中の農政・礦政・工政・兵政・船政に分類されている諸書は科学技術及び軍事に関するものであり、今日の分類法からいえば西学類に含めるのが適切であろう<sup>17</sup>。附巻には、「通商以前西人訳著各書」八七種、「近訳未印各書」八八種、さらに「中国人所著書」として「地志」「交渉」「遊記」「議論」「雑録」の五門一一三種の書名が掲載されている。

これらの文献とりわけ翻訳書こそは、康有為・梁啓超らが中国の改革を構想するに際し参考にし得ると考えた西洋の政治や学問に関する知識の一大源泉であつた。ただ翻訳書の大部分は自然科学・技術・軍事に関わるものであり、今日という人文社会科学については、若干の書籍或いは書籍の一部やパンフレット、規程の類が翻訳されていたにすぎなかつたと言える。

梁啓超は、「官制」については徐建寅訳『德国議院章程』を挙げているにすぎず、しかも、

変法の本原、曰く官制、曰く学校。官制の書、尚訳本なし。惟だ徐仲虎の『德国議院章程』これに近し。然れども議院は官制の一事に過ぎず。徐書、又僅かに開院の例を言いて、未だ其の他に及ばざるなり。惟だ『英法政概』、

『日本国志』中、一、二を略述す。

と論評している<sup>(18)</sup>。即ち、学校と並び「変法の本原」たる政治制度については、読むべき翻訳書は存在せず、ただ前述せる劉啓彤の英仏遊歴の報告書と黄遵憲の『日本国志』が少し触れている、ということである<sup>(19)</sup>。

また梁は、法律について、「天下を治める所以」とし、『万国公法』『各国交渉公法論』『公法会通』『公法便覧』『公法総論』『中国古世公法』『陸地戦例新選』『星輶指掌』『法国律例』『英律全書』『英国水師律例』『比国考察罪犯会紀略』『華英讞案定章考』を挙げている。この一三種の翻訳書中、八種は国際法及び外交に関わるものであった<sup>(20)</sup>。『法国律例』は、前述の如くナポレオン法典を漢訳した浩瀚な書物であるが、梁は「訳文繁訛」<sup>(21)</sup>或いは「往々、其の意に達する能わず」<sup>(22)</sup>と評している。何啓の『英律全書』は「体例未善」で無きに勝る程度のもものと酷評されている<sup>(23)</sup>。

以上により、一八九六年当時、西洋の法体系の中で、ある程度紹介され学ばれていたのは国際法のみであったことが推定される。さればこそ梁啓超は「必ず尽く其の国律・民律・商律・刑律等の書を取りて広く之を訳すべし」と主張せねばならなかったのであった<sup>(24)</sup>。とまれ憲法については訳書は皆無であり、西洋の学問を中国に導入するに際し主要な役割を果たしてきた翻訳という経路からは、憲法なるものの存在は知られることがなかったと言える。

### 3 『日本書目志』における「憲法」

康有為は、北京での上書や強学会の設立といった活動を終えた後、一八九六年初頭には広州へ戻り、万木草堂での講学を再開した。この時期彼は、変法の参考とすべく多数の日本書を収集し、また『日本書目志』という目録を編纂している<sup>(25)</sup>。康は、その自序において、自らの意図を次のように説明している。自強を実現するには西洋の学問を学ばねばならず、これには訳書が不可欠であるが、今日翻訳書は僅かしかなく、膨大な数の西洋の書籍を今から翻訳するのは現下の事態に合わぬ。他方日本では維新後三〇年にして「治芸すでに成」り、西洋の主要な学術書はほぼ翻訳されている。且つ日本の文字は吾が文字と同じであり、ただ「空海の伊呂波文」を三割程度雑えているにすぎぬ。日本書

を収集して翻訳、刊行し、官僚・士大夫に学ばせるのが最善の道である。

さて『日本書目志』は一八九七年秋にはほぼ完成し、翌九八年春に上海の大同訳書局から出版された模様であり<sup>26</sup>、また同年光緒帝に進呈されている。同書には、「生理」三六六種、「理学」四〇〇種、「宗教」一〇八種、「凶史」九〇一種、「政治」四三四種、「法律」四四二種、「農業」四〇四種、「工業」二二二種、「商業」一五七種、「教育」七四〇種、「文学」九〇三種、「文字語言」八三三種、「美術」七二〇種、「小説」一〇五六種、「兵書」五二種の一五門総計七七八種の日本書の書名・著訳者名などが記載されており、各門はさらにいくつかの類に分けられ、また随所に按語が付されている<sup>27</sup>。なお生理門には医学・薬学などが、理学門には自然科学に加え哲学・心理学などが、政治門には社会学・経済学・家政学なども含まれている。

『日本書目志』を通覧して先ず興味を惹かれるのは、伝統的な四部分類とは全く異なるその斬新な分類法である。また門及び類の名称には明治日本で鑄造された語彙が多く見られる。おそらくは日本の図書分類法を参考としたのである<sup>28</sup>。

次に日本書収集、目録作成の経緯についてみれば、康は、後年、「臣、郷人の日本に商いする有り、書目を携示す。臣、託して購求せり」と述べている<sup>29</sup>。また当時上海へ来ていた日本人、とりわけ『時務報』発刊の時からその「東文翻訳」を務めていた古城貞吉が、康有為・梁啓超らのために日本書の購入や情報の提供を行なっていたであろう<sup>30</sup>。万木草堂に入門した田野橋次と宇佐穂来彦も、日本書に関する知識や情報を康・梁らに伝えたものと思われる<sup>31</sup>。なお目録の作成は書籍の現物がなくても可能であり、康有為らがどれくらいの本を書き実際に収集していたのか、またどの程度読んでいたのかについては分明的ではない。

それでは『日本書目志』において憲法はどのように扱われているのであろうか。その法律門は、「帝国憲法」「外国憲法」「国法学」「法理学」「外国法律書」「法律歴史」「法律字書」「現行法律」「刑法書」「外国刑法」「民法」「外国民法」「商法」「外国商法」「訴訟法」「外国訴訟法」「民事訴訟法」「刑事訴訟法」「治罪法」「裁判所構成法」「判決例」「国

際法」「条約」「府県制郡制」「市町村制」「登記法及公証人規則書」「租税法」「学事法規規」「鉱業法」「特許書」「軍律書」「法規雜書」の三二に分類されている。

このように法律門の冒頭には憲法が置かれ、「帝国憲法」として伊藤博文著『帝国憲法皇室典範義解』など二八種の、「外国憲法」として坪谷善四郎著『増訂万国憲法』など七種の書名が掲載されている。様々な種類の法律書を三二に分類し、その冒頭に憲法を配置するということは、康有為が憲法なるものを基本的な法と捉えたことを推測させるであろう。

しかしながら、「外国憲法」の後に按語が付されているが、これは、大衆を聚むるに、則ち律法無くして以て之を治むる能わず。族に譜有り、国に法有るは天の理なり。日本、維新より以来、泰西の政を考求し、法度を更め立つ。『憲法』講義』『帝国憲法』図解』は詳しくかな。『国憲汎論』『美国憲法史』『欧洲』各国憲法』『万国現行憲法比較』の四種、最も精し。其れ『内外臣民公私權考』、人、自主の權有り、又互制の法有り「とす」。泰西の良法なるかな。

と記すのみである<sup>(32)</sup>。ここでの「人、自主の權有り」という文言は康の早期の著作である『実理公法全書』でしばしば用いられているところであり<sup>(33)</sup>、憲法についての日本書の読解に基づくものとは考え難い。

また康は、「法律門」の最後に長文の按語を付し、その中で、

『春秋』は万身の法、万国の法なり。嘗て泰西公法を以て之を考うるに、同じき者、十の八、九なり。……いわゆる憲法の權利、即ち『春秋』謂うところの名分なり。蓋し治なるや、道に幾し<sup>か</sup>。

と述べている<sup>(34)</sup>。西洋の事物とりわけ政治制度に関わるものが儒教經典の中にも認められると主張して、その導入を正当化するということは、この時期の康の著作に頻見され、康有為思想の特徴であると言える。ここでの「憲法の權利」が何を意味しているかは詳らかでないが、大日本帝国憲法をふまえているとすれば、その第二章「臣民の權利義務」は、日本臣民は法律の定めるところにより様々な權利と自由を有することを規定していた。それが『春秋』の名分に附会さ

れているのは、康が憲法を基本的な法と捉えたことを物語っているとはいえようが、人民の権利の保障という近代憲法の理念を彼が十分理解していなかったことを暗に示していると考えてよい。

ところで、前述の如く『西学書目表』には憲法に関する書籍は掲載されていなかった。康有為・梁啓超らは、「憲法」という名称及び日本と西洋諸国には憲法が存在するということを、次に述べる日本の新聞・雑誌記事の翻訳によってとともに、収集した日本語文献を通じて知ったのであった。ただ康も梁も当時は日本語を学んでいなかった。日本語の書名は漢字で記されており、内容についても明治期の文献は概ね漢文読み下し体で書かれていたので、彼らもある程度までは読めたであろう。また康の長女の康同薇は日本語を学習しており、父親のために日本語を翻訳していた。ただ彼女は当時二〇歳に満たず、日本語を学んでいたにしても、政治や法律など社会科学系の文献をどれほど理解し得たかは疑問のあるところである。また古城貞吉や田野橘次などは、康・梁らの日本語理解を助けたであろう。とまれ康有為は、『日本書目志』による限り、憲法を基本的な法と捉える以上の理解には至っていなかったと思われる。

### 三 『時務報』と『知新報』

#### 1 『時務報』と『知新報』の創刊

変法思想を宣伝する上で最大の影響力を発揮した刊行物は、周知の如く、上海で発行された旬刊雑誌『時務報』である。張之洞の幕友たりし汪康年がその経営を担当し、梁啓超が主筆として変法を鼓吹する論陣を張った。他に黃遵憲、馬建忠、麥孟華、譚嗣同等多彩な人士が参画している。一八九六年八月九日に創刊され、一八九八年八月八日の第六九冊で終刊となっている。同誌には、論説以外に、上諭・上奏、章程類などに加え、中国と外国の時務に関する欧文・日本文の新聞・雑誌記事が翻訳のうえ掲載されており、また欧文の書籍やロイター通信社が配信する電報も訳載されて

いる。

一八九七年二月二日に澳門<sup>マカオ</sup>で創刊された『知新報』も、変法運動を進める上で『時務報』に劣らぬ役割を演じた。同誌の創刊準備については康有為の意をうけた梁啓超が中心となり、『時務報』の体裁に倣った章程を作成している。康有為の末弟の康広仁が、澳門在住の康有為の門弟たる何廷光とともに経営に当り、梁啓超、韓文學、欧榭甲、徐勤など康有為の弟子たちが論説の執筆などに従事し、娘の康同薇が日本語文献の翻訳を担当した。『知新報』は概ね旬刊で、戊戌政変を経て一九〇一年まで続いている<sup>35</sup>。

以下においては、『時務報』と『知新報』に掲載された日本及び欧米の刊行物からの翻訳において、憲法がどのように取り上げられているかを検討する。

## 2 日本の新聞・雑誌からの翻訳

『時務報』一八九七年一月一三日号に掲載された「政党論」は、『大日本雑誌』一八九六年一月二〇日所載論文の翻訳であり、大略次のように論じている。

文明が進めば国民が大政に参与するようになり、政党が興る。政党は立憲政治と密接不可分であり、経世家たる者は、その弊の所在を究め、その善利を収め、以て憲政の美を濟<sup>な</sup>さねばならぬ。文明の中枢にある英米仏では二大政党制が行われているが、ドイツでは議会で小党が分立し、政府と議会が対立しており、立憲政治の運用如何が理解されていない。国家大権を人民に分与すれば、天下の人心は同じでないで、同志を結集して政党が興起する。政党とは、国家権力を把握して自らの意志を遂行せんと欲するものである。その際、政権の争奪は、国民に政綱を宣伝した上で公明正大になされねばならぬ。英米仏では、二大政党の下で政権が交代する政党内閣制が行われている。日本でも二大政党を形成し政党内閣を実現せねば、憲政の美を希求することはできぬ<sup>36</sup>。

この「政党論」は、中国人の手になる中国の雑誌にのつた学問的な政党論の最も早いものと評価されている<sup>37</sup>。ただ、ここでは「憲法」という語は用いられておらず、「立憲」「憲政」という語は二大政党制下の政党内閣制に関連づけて使用されている。当時の日本の政局を反映した議論ではあるが、中国人読者がこれより憲法の何たるかを理解するのは難しかったであろう。

また『時務報』一八九七年五月一二、二二日号に連載の「日相論制定憲法来歴」は、『東京日日新聞』同年四月二〇—二二日号に載つた伊藤博文の演説記録を抄訳したものであり、その要点は次の通りである。

明治維新前にあつては憲法政治を知る者は一人もなく、ただ王政復古を謂うのみであつた。大政奉還を経て、明治四年に至り封建を廢して郡県制に改め、これが憲法制定の基となつた。七年、副島・後藤・板垣らが上書して民選議院設立を言つたが、如何なる憲法を立てて開会集議するかには言及しなかつた。八年、憲法典例を調査することになり、また元老院・大審院を設置し、地方官會議を開いて民情を傳達せしめた。一〇年の内乱の後、政治を論ずる者が多くなつたけれども、憲法の理に通じた者はいなかつた。一四年、大隈が英国の風に倣うべきことを建議したが、如何なる憲法を制定するかは言わなかつた。同年、憲法政治を施行するとの上論が出た。

自分は欧州に行き憲法を調査するよう命ぜられた。この時自分は、列邦の憲法を採つて行政の原とすればよいと考へており、外国の憲法は国情により様々であることを知らなかつた。憲法であるからには民権を参与させる必要があるが、日本の積年の政法はこれを許容するのかわらなかつた。欧州に至り碩学に指教を乞ひ、また随員に諸国の行政の得失を調査させて、初めて憲法政治にほぼ通じることができた。最初に憲法を作つたアメリカは共和政治を採用したが、日本は君主政法の制度を作るべきであり、「敢て上、君権を侵さず、又能く参するに民権を以てす」ることが握要である。一六年に帰国した後、自分が憲法制定、議會開設の責を担うことになり、幾度も草案を改めて二一年に脱稿し、枢密院への諮詢を経て二二年二月紀元節に新定の憲法を宣布した<sup>38</sup>。

以上の如く、伊藤演説の翻訳は、維新以来憲法発布に至るまでの経過を要領よくまとめている。これによつて、憲法

とは国家の基本的な法であり、諸国には様々な憲法が存在することは理解できるであろう。しかしながら、憲法とは何を規定するものであるのか、また大日本帝国憲法の具体的な内容については、殆ど説明されていない。民権を参与させる必要があり、また憲法を制定して議會を開設することが言及されている程度である。とまれ、この翻訳は、後述する如く、梁啓超が「憲法」という語を使い始める契機となったと思われる。

『時務報』には、他にも、日本の新聞・雑誌からの翻訳で大日本帝国憲法に触れたものが掲載されている。次にこれらを見てみよう。

「日本外交標準」(一八九七年三月一三日、『東京日日新聞』より翻訳)は、大隈外相の衆議院での演説を報じ、明治維新以来の廢藩置縣、徴兵制、普通教育、議會設置、地方自治制につき述べた後、

遂に憲法を發布し代議政制を立つ。是において国運開張し、文物は燦然、而して民人の愛国の念、油然而して自生す。

と言う<sup>(9)</sup>。

「論東亞客歲情形」(一八九七年六月一〇日、『東邦学会録』(『東邦協会報告』か?)は、

伊藤氏、遼東を付還するの際に於て、声望頗る減ずるといへども、其の国民憲法を編定し条約を更定する等に至りては、則ち最も功有り。

と記す<sup>(10)</sup>。

「俄国外政策史」(一八九七年七月二〇、二九日、『東邦学会録』)は、ロシアの『ノーフヴォエ・ヴレーミヤ』紙の記者の手になる著書を紹介したものであるが、日本の文明を賞揚しつつ、

日皇、千八百八十一年に詔を發し、其の臣民に予告して曰く、後十年にして始めて代議院を開く、と。千八百八十九年二月十一日、憲法を發布し、新制度を民人に頒ち、議院に於て参政するを准す。是に於て、日本の文明、更に進境有り。日本すでに憲法を發布し、其の臣民歡喜雀躍し、挙国狂うがごとし。

と述べる<sup>(41)</sup>。

「日相伊藤侯爵欲更変選挙国会議員法」(一八九八年四月二一日、『東京経済雑誌』)は、伊藤博文の自由党人に対する演説を報じ、

我が国体、本より地球列国と撰を異にす。故に、初めて憲法を制定せし時、大いに意を此に用う。国会議員を選挙するの法の如きは、また頗る三たび意を致せり。

と記す<sup>(42)</sup>。

総じて以上の記事は、日本の憲法制定を賞讃する立場から記されており、また議会開設は憲法に基づいていることを示唆していると言える。

なお『時務報』に訳載された日本の新聞・雑誌記事の中には、欧米諸国の憲法に言及したのもあった。次にこれらを見てみよう。

「法儒辨論国政」(一八九七年四月二日、『国民新聞』)は、国民新聞主筆徳富蘇峰のクレマンソー(Georges Clemenceau)との会見を報じているが、その中でクレマンソーは、共和政治の実を挙げるためになすべきこととして、政教分離、労働者保護、税法改正につき論じた後、

四に曰く、憲法を更正せん。我が国の憲法、乃ち千八百七十五年帝政党の編制するところにして、柄鑿<sup>くわいさく</sup>はなはだ多く、元老院議員の如きは本より国民を代表するの意に足らず。

と述べ、フランスの第三共和制憲法を批判している<sup>(43)</sup>。

「列国息争条約」(一八九七年四月二二日、『国民雑誌』)は、英米間の調停条約について報ずる中で、

美国憲法に拠るに、凡そ条約を訂するは必ずまさに元老院の批准を経るべし。

と記す<sup>(44)</sup>。

「徳皇演説」(一八九七年一月一五日、『国民新聞』)は、サンフランシスコ新聞に載ったドイツ皇帝の演説を報じ、

皇帝、本より自ずから天職あり。豈に今日の如く憲法を立て政治を行い帝権を抑制するの類い有らんや。それ国会及び新報の論ずるところの如きは、豈に理會するに足らんや。

との発言が各方面から批判を浴びた旨記している<sup>(45)</sup>。ここで憲法は君主の権力を抑制することが示唆されているのは注目してよい。

以上、『時務報』に掲載された日本の新聞・雑誌からの翻訳で憲法に言及している記事を紹介した。これらはいずれも古城貞吉が訳したものである。古城は一八六六年熊本に生まれ、竹添進一郎から漢学を学び、一高（大学予備門）中退の後、東京日日新聞に入社した人物であり<sup>(46)</sup>、憲法や政治については相応の知識を有していたであろう。彼は、日本語記事に見える日本及び西洋諸国の「憲法」という語を、特に説明を加えることなく、そのまま中国語訳の中で用いている。他方、当時の中国では、憲法は勿論のこと西洋近代の法体系を紹介、説明する中国語文献は存在しなかった。康有為・梁啓超らは、以上の記事から、憲法とは国家の基本的な法であり、日本では伊藤博文が憲法制定に中心的役割を果たしたことを知ったであろうが、憲法と議会の関係、憲法に基づく人民の権利保障と政治参加、君主権の制限といったことを、断片的な記述からどの程度読み取り得たかは不明である。

なお『知新報』にも、日本の新聞・雑誌記事からの翻訳が掲載されているが、憲法に言及したものは見当たらない。この翻訳の多くは康同薇が行っており、彼女は「論中国之衰由於士氣不振」（一八九七年九月二六日）という論説をも執筆している。康同薇は、この論説において、殷周以来の士の歴史をふまえた上で、天智天皇から孝明天皇に至るまでの日本史を略述し、明治維新は「諸士の功」によるとする。次いで、

条約を更正し、憲法を頒定し、以て国法を張る。国会を開き、以て民氣を伸ぶ。

と述べ、変政わずか二十余年にして中国を挫割したのは「士氣の振う」が致すところであると言う<sup>(47)</sup>。彼女は、日本語を学んでいたけれども、憲法なるものに特に注目することはなかったと思われる。

### 3 欧文からの翻訳

『時務報』には、「時務報館訳編」として様々な文章の翻訳が掲載されている。その中で注目すべきは、一八九七年一月一五日から翌年二月一日にかけて六回にわたり連載された「美国合邦盟約」であろう<sup>48</sup>。これは、一七八七年制定のアメリカ合衆国憲法及び修正第一条から修正第一五条（一八七〇年確定）までを、元駐米公使館員の蔡錫勇が全訳したものである。その訳文は概ね妥当にして平明であり、且つ例えば「第一章 論立法司」の下に、

按ずるに、合衆国の政治は三門に分る。一は行法司と曰う。總統これなり。一は立法司と曰う。国会これなり。一は定法司と曰う。律政院これなり。

と記す如く<sup>49</sup>、所々に割註が挿入されている。蓋し西洋近代国家の憲法の全体が中国語に翻訳されたのは、これが最初であろう。

ただ「美国合邦盟約」では、議員の選挙方法や議会での議事手続きなどについては割註により若干の説明が加えられているものの、憲法制定の経緯や憲法が全体として意味するところに関する解説はなされていない。修正一〇ヶ条の「権利の章典」についても、修正第五条中の陪審に関し簡単な説明がある以外には、特に説明はなく、「続増盟約」として各条文が列挙されているのみである。この翻訳から権力の抑制均衡や人民の権利の保障を読み取ることは容易でなかったと思われる。

なお米合衆国憲法を「合邦盟約」と訳していることは、合衆国憲法の性格や制定・発効の経緯から見て適切であるとも考えられる。ただ「盟約」が、日本語文献から入ってきた「憲法」と同一のものであると中国人読者に理解されたかについては、疑問なしとしないであろう。

また『知新報』には、一八九七年七月一〇日から翌年一月三日にかけて、一九回にわたり「丁酉列国歳計政要」（以下「丁酉政要」とする）が連載されている<sup>50</sup>。これは、J. Scott Keltie, ed., *The Statesman's Year-book, 1897* (London:

Macmillan, 1897) に基づくもので、渡米経験を持つ周靈生が翻訳を担当した。巻首には「各国比較民数表」など一五種の表を掲げ、巻一―三は米・スイスなどの「民主国」を、巻四―六はイギリスなどの「君民共主国」を、巻七―九は大清国などの「君主国」を取り上げるとされていた。結局、巻一の米国とスイスの一部までを訳載したのみで、「巻帙繁重」の故に別に刊本を出すとして連載を打切っている<sup>(51)</sup>。『知新報』の編集部は、「丁酉政要」を「西学を習う者の第一の要書」、「時務に通ずる者の最要の書」と高く評価している<sup>(52)</sup>。康有為は、戊戌変法の最中、その巻首に収められた一四種の表に序言と按語を加え、『列国政要比較表』という表題で光緒帝に上呈している<sup>(53)</sup>。

さて巻一の「美利堅国」は、「總統」以下二〇の項目に分けて、表を多用しつつアメリカ合衆国の政治・経済・社会の諸相を記述している。冒頭の「總統」の項では、イギリスからの独立を述べた後、

一千七百八十七年、議院始めて国例を頒つ。嗣いで民に便なる者有り、例を増すこと十五、是れ新例と曰う。国の政権は三。一は行政の権、これを君相・部官に帰す。一は議法の権、これを上下議院に帰す。一は掌律の権、これを刑審各官に帰す。美国の君、称して百理爾天徳（President）と為し、訳して總統と名づく。之に副たる者一人。悉く民間より公挙し、任、四年を歴る。故に之を民主国と謂うなり。

と記し、合衆国憲法に「国例」、同修正箇条に「新例」の訳語を当てている。大統領制については、その選出方法や権限―陸海軍の指揮権や議会に対する拒否権などを簡単に説明している。なお三権は、「美国合邦盟約」の訳語とは異なり、「行政」「議法」「掌律」とされている。次の「部官」の項では、國務長官（首相兼外部長）など「八部」が構成する「政府」について記し、大統領が選任するが上院の同意が必要であると述べる<sup>(54)</sup>。

「議院」の項では、先ず、

美の政令、總統より出るといへども、国是を議論し、裁量し政を執るは、なお議院を以て断となす。總統は則ち画諾を主るのみ。

と記す。次いで大統領といへども「例」に違反すれば上院により裁判されると述べ、

故を以て議院の在るところは即ち国例の在るところなり。いわゆる民貴しとなし、君軽きとなすなり。

と記し、憲法上、議院は強大な権限を持つとする。さらに上下両院の権限や議員の人数・選出方法などを説明し、また憲法改正手続を規定する「国例の第五款」を引用している。

「省例」の項には、州憲法、州知事（格<sup>ガク</sup>仏<sup>フツ</sup>那<sup>ナ</sup>）及び二院制の州議会についての説明があり、州議会の権限が広範囲に及ぶとされる。なお合衆国憲法に関しては、他に「陸軍」の項で、連邦議会が有する軍隊の募集と財政的維持の権限を規定した第一条第八節、及び大統領の軍指揮権に関する第二条第二節が引用されている<sup>55</sup>。

以上、「丁酉政要」巻一の記事の中、アメリカ合衆国の政治に関わる部分のみを一瞥した。総じて、同国の政治制度につき、合衆国憲法中の若干の条項を引用しつつ平明な叙述がなされていると言つてよい。ただ三権に関しては、上述したところ以外に、「刑章」の項で連邦裁判所と州裁判所及び陪審について記されているが、三権分立による抑制均衡の理念は説明されておらず、むしろ議院の権限が強いことが強調されているように読み取れる。また憲法修正一〇ヶ条が保障する人民の権利については説明がない。

前述の如く、梁啓超は『西学書目表』において、外国の政治制度については読むべき翻訳書が存在しないことを慨嘆していた。『知新報』は康有為の門弟たちが編集した雑誌であり、康・梁らは、「丁酉政要」によりアメリカ合衆国の政治制度につき相応の知識を得ることができたであろう。ただ彼らは、ここでいう「国例」が『時務報』所載の「美国合邦盟約」と同一のものであることに気付いたとしても、それが意味するところをどれ程理解し得たかは不明である。

また共和制且つ連邦制の国家である米国の制度が、彼らの変法構想にとり、どの程度参考となったのかについても疑問が残るであろう。

なお「丁酉政要」巻一の「瑞士<sup>スイス</sup>国」は、その「国典」「民数」「教会」「学校」「刑律」「国計」「兵制」を記述している。「国典」は Constitution and Government の訳語であり、この項では、一八世紀末以来くり返された憲法改正について述べ、各憲法を「新例」（一七九八年）、「新制」（一八〇三年）、「朝制」（一八一五年）、「朝制」（一八四八年）とし、

一千八百七十四年五月二十九号、再び朝制を改め、今において之を用う。蓋し瑞士の朝制は定めなく、弊るれば則ち之を易う。

と記す。憲法改正は、外国からの干渉或いはカントンの増加、民衆の意向に基づくとされる<sup>56)</sup>。

ところで、『時務報』『知新報』に載った欧文の新聞・雑誌からの翻訳記事の中にも、憲法に言及するものがあつた。

「論法總統謁俄皇事」(一八九七年四月二日)はヴェトナムの仏字紙「海防捷報」からの翻訳であるが、フランス大統領がロシアを訪問するとの情報があり、大統領の外国訪問は「一千八百七十五年国制法律」に合致するか否かがフランス国内で論議されていると報じている<sup>57)</sup>。ここでは第三共和制憲法(Lois constitutionnelles)が「国制法律」と訳されている。

「中日両国立国情形」(一八九八年四月一日)はフランスの「本郷報」からの翻訳であり、日本では天皇制が二五五〇余年続いているとした上で、「一千八百八十九年二月十一号、新制を創る」と述べ、貴族院(議院)と衆議院(代議院)の議員数、選出方法を記している<sup>58)</sup>。

「日本維新始末」(一八九八年四月一日)は、ニューヨークの「哈罷月報」に掲載された駐米日本公使―当時は星亨―の文章を翻訳したものである。公使は、日本には信教の自由があり、「国典、また著して例章となす」と言う。さらに「泰西の君民共主の例」に倣い議会制度が確立しているとして、

国典新定の条理、備わらざるところ無きにより、凡そ議院の中、争競いかんを論ぜず、皆な新国典に憑りて之を決すべきなり。それ民間の承認せる此の国典は、本より自主国のまさに有すべきところの者にて、天皇の恩准を蒙り、衆百姓、以て権を分つを得たり。故に民、俱に楽しみ感戴し、敢て違う有らざるなり。

と論じている<sup>59)</sup>。ここでは憲法は「国典」と訳され、日本では憲法に基づく議会政治が整然と行われているとされる。

以上の如く、戊戌変法の前夜、『時務報』及び『知新報』という所謂変法派の知識人が発行する雑誌によって、憲法

に關し、断片的ながらも様々な知識・情報がもたらされていた。日本語刊行物からの翻訳記事では、日本及び欧米諸国の憲法はすべて日本語そのままに「憲法」とされたのに対し、欧文からの翻訳では、諸国の憲法には「盟約」「国例」「新例」「新制」「朝制」「国制法律」「国典」など様々な訳語が与えられていた。ただ憲法とは何かを正面から取り上げて理論的に説明した文章は、掲載されることがなかったと言える。

#### 四 梁啓超らの憲法認識

前述の如く、梁啓超が編纂した『西学書目表』の「法律」には、憲法に関する訳書は入っていないかった。彼は、同書所収の「読西学書法」で、西洋の「章程」を重視して、

西人の凡百の政事、皆な章程ありて、省署に頒行す。其の定章の始め、既に精詳・審慎にして、又復た隨時修改す。有司、奉行し、少しも仮借みのがさず。其の奉行すべからざる者は、時に応じて之を改む。此れ西政の善き所以なり。

と論じ、「章程の書」を多く訳して変法の参考とすることが最急務であるとす。ただ彼がここで言及しているのは、既に翻訳されている「水師章程」「行船免撞章程」「德国議院章程」「航海章程」「倫敦鐵路公司章程」と、目下翻訳が進められている「日本彙聚法規」及び「開礦章程」であった<sup>60</sup>。梁は、様々な法律や規則類―民間のものを含む―を一括して「章程」と捉えていたと言える。このような梁の主張もあつてか、『時務報』には「伏耳鑿製造股公司章程」「日本赤十字社社則」「英国威思德敏思倫讀書堂章程」「法国賽会総章」などが訳載されることになる。とまれ梁は、一八九六年秋ごろ、西洋の法体系は勿論のこと、国家の制定法と企業や団体の規則とを区別することを知らなかったであろう。

周知の如く、梁啓超は、『時務報』が発刊されると、早速「変法通議」を連載して、変法の必要を主に学校という側面から論じ、同時代人に多大の影響を与えることになる。彼は、「論学校七 変法通議三二之七 訳書」(一八九七年五

月二二日)において、西洋の有用の書を翻訳することが「本原の本原」であり、日本はこれによつて雄国になつたと述べ、「当訳の本を採ぶ」「公訳の例を定む」「能訳の才を養う」の三点を論じている。彼は、第一点すなわち何を訳すべきかについて、章程、学校教科書、「政法」、史書などを挙げ、先ず章程に關し次のように言う。

中国の律例は一たび成れば変わることなく、それが施行されるか否かも問われぬが、西洋では然らずして、「議法と行法は分ちて其の人を任」じ、法が定まれば所司に付して必ず施行する。それが実施不可能であれば、直ちに議して変更する。故に西洋の律例は常に變化し、いつも実行される。各省署の章程はこれであり、各種の章程はみな「數百年、數百人、數百事の閱歷を経て、損益を講求し、以て漸く美備に進むもの」である。中国は、西法を倣行して變法を行うに際し、「尽く西国章程の書を訳す」ことを第一義とせねばならぬ。

ここで梁啓超は、中国とは異なり西洋では立法と執行が分離していることに触れてはいるが、これは権力の抑制均衡という側面から捉えられているとは言えない。また章程とは西洋の法のいわば精髓であり、様々な種類の法律や規則を含むと考えている点では、「読西学書法」での理解と軌を一にしている。

ただ梁は、「政法」について、

それ政法は立国の本なり。日本の變法は則ち其の本を先にし、中国の變法は則ち其の末に務む。是を以て事は同じといえども、效は乃ち大いに異なるなり。故に今日の計、憲法を改むるより急なるはなし。必ず尽く其の国律・民律・商律・刑律等の書を取りて広く之を訳すべし。

と論じ、馬建忠の「擬設繙訳書院議」に拠つて、『羅馬律要』『諸国律例異同』など直ちに翻訳すべき法律書を列挙している<sup>61</sup>。梁の文章において「憲法」という語が現れるのは蓋しこれが最初であろう。

ところで、「政法」「憲法」は、時を同じくして『時務報』に載つた前述の「日相論制定憲法來歴」で使われている語であり、この伊藤博文の演説記録にあつては、「政法」は「政治のあり方」を、「憲法」は Constitution を意味している。梁啓超は、伊藤演説より「憲法」という語を知つたけれども、これを「中国にも存在する基本的な法」の意味に解

したものと思われる。なお後述する如く、「国律」「民律」「刑律」は馬建忠が用いている語であり、馬は「国律」を Constitution の訳語としていた。梁啓超は、上海在住時代、馬建忠と親交を結んでいたが、「憲法」と「国律」はいずれも Constitution であることを知らず、西洋近代国家の憲法なるものを未だ理解していなかったと言える。

その後梁啓超らは、翻訳書を大規模に出版すべく、上海に大同訳書局を設立した。梁は、「大同訳書局叙例」（一八九七年一月一日）において、訳書こそが真に今日の急図であり、士・農・工・商・官・兵を変えようとしても読むべき書が存在しないと論じた後、

総綱を変えんと欲するも、憲法の書、得て読むなし。分目を変えんと欲するも、章程の書、得て読むなし。

と言う。次いで、日本文を主、欧文を輔とし、また科学技術よりも「政学」を優先するとの方針を述べ、さらに翻訳すべき書の分野を列挙する中で、

憲法書を訳し、以て立国の本を明らかにす。章程書を訳し、以て辦事の用に資す。

と記している<sup>62</sup>。ここにおいては、それまで分明でなかった「憲法」と「章程」の関係が明示され、前者は国家の総綱に関わる基本的な法、後者はその下位にあり個別具体的な実務に関わる法律・規則類とされている。

また同じ頃、梁啓超は、康有為の「長興学記」（一八九一年）に拠り、「万木草堂小学学記」を執筆して、初学者のための学問の方針を示している。これは、立志・養心・読書・窮理・経世・伝教・学文・繕生の八ヶ条から成っていたが、その窮理の条には、

西人、希臘<sup>ギリシア</sup>の昔賢より、即ち窮理を講じ、積みて近世に至り、愈いよ益ます昌明なり。その致用を究むるに、二大端あり。一に曰く、憲法を定め、以て政治を出す。二に曰く、格致を明らかにし、以て芸学を興す。

とある<sup>63</sup>。即ち、西洋にあつては「憲法」は政治の基本であり、技術学の基礎にある自然科学と並ぶ重要なものと捉えられている。

この直後、梁啓超は、湖南の官僚・紳士が設立した湖南時務学堂に中文総教習として招聘され、一八九七年一月一

四日、長沙に到着した。以後、湖南における変法運動の急展開に中心的な役割を演じたことは周知のところである。

梁は、早速「湖南時務学堂学約十章」を作成し、新しい学校の教育方針を提示している。この「学約」は「万木草堂小学学記」をふまえているが、後者の八ヶ条が治身と楽群を加えた一〇ヶ条とされるなど、若干の変更が見られる<sup>64</sup>。

「憲法」に関しては、窮理ではなく経世の条において、次の如く言及されている。

必ず今日の天下郡国利病を細察し、其の積弱の由及び其の以て強を図るべきの道を知り、西国の近史・憲法・章程の書及び各国の報章を以て証し、以て之が用と為し、以て今日の天下を治むるの、まさに有るべきところの事を求むべし。……今、中学は経義・掌故を以て主と為し、西学は憲法・官制を以て帰と為す<sup>65</sup>。

即ち、今日の積弱の由来と自強の道を知らんとする際、西洋諸国の「憲法」は近代史、章程及び新聞・雑誌とともに参考とすべきものであり、また時務学堂での教育においては、西洋の「憲法」と政治制度は、中国の経義・掌故の学と並んで重視されねばならぬ、ということである。

また「学約」を承けて作成された「時務学堂功課詳細章程」では、授業科目は、学生全員が履修する普通学―経学、諸子学、公理学、中外史志及び格算諸学の初歩より成る―と選択履修する専門学とに大別され、専門学には公法学、掌故学、格算学の三門があるとし、公法学に関しては、

憲法・民律・刑律の類は内公法たり、交渉・公法・約章の類は外公法たり。

と記していた<sup>66</sup>。

「公法」という語は、当時普通には「万国公法」即ち国際法の意味で用いられていたが、ここではその意味するところが拡大され、憲法をはじめとする国内法をも含むものとなっている。とまれ「憲法」は国家の基本的な法と捉えられていたことが窺われる。但しその内容については、これまでと同じく、説明されていない。

以上の如く、梁啓超は、西洋の法律に目を向けた当初は、章程に注目したものの憲法なるものの存在に気付かなかつた。彼は、一八九七年五月頃、日本語新聞からの翻訳記事により「憲法」という語を知り、これを何れの国にも存在す

る基本的な法と捉えた。その後、西洋諸国の憲法は様々な法律・規則類に優越する国家の基本的な法であると考え、その翻訳・学習を主張するようになった。しかしながら、彼は憲法の内容や意味するところについては論ずることなく、権力分立による抑制均衡や人民の権利の保障といったことを理解するには至らなかつたと思われる。

梁啓超は、戊戌政変の直後に執筆した『戊戌政変記』において、

中国の政、向來、聖經を奉じて準衡と為せり。故に六経は即ち中国の憲法たるなり。

と記しており<sup>(67)</sup>、「憲法」を何れの国にも存在する基本的な法と考えていたことが知られる。梁が憲法とは Constitution であることを理解し論じ始めるのは、日本亡命後、日本語文献に依拠して執筆した一八九九年の「各国憲法異同論」においてであつた。

次に、梁啓超と同じく康有為の高弟たる欧榘甲の場合を見てみよう。欧は、梁啓超が一八九七年三月初め湖南を離れ北京へ赴いた後、湖南時務学堂中文分教習に加えられており<sup>(68)</sup>、この頃『知新報』に「泰晤士報論德坻膠州事書後」を掲載している。この論説は、宣教師殺害に対し諸国はドイツの流儀で対処すべしという『タイムズ』の記事に反論したものであるが、列国の中国侵略は中国が自ら招いたとして、これへの対策を二点論じている。

その一は、「禍乱の興るは人心の不明なるに由」るので、「大いに吾が孔子の経義を明らか」にし、全国各地に遍く孔子教会を立てるといふことである。かくすれば君民とも孔子の制を尊奉し、キリスト教を排撃する者はなくなろう。これが上策である。

その二は、「吾が憲法を明らかにし、吾が律例を修め、何教なるかを分たず、皆な一体に治法す」ることである。中国ではキリスト教徒と非キリスト教徒を区分しているが、これは最も謬っている。何教を信じていようと、「皆な吾が民」であるからである。日本では、維新に際し、民に信教の自由を許し、一律に治めた。今日、憲法が明らかでないので、政治が修まらず、このため民は多く夭折し、キリスト教に入信する。また律例が公平でないので、刑罰は不当で

あり、民は多く怨んで悪をなすも、宣教師は我々の言うことを聴かず、我々は教民を治めることができぬ。

憲法は『春秋』謂うところの「名分を正す」であり、名分を明らかにすれば、人々は権の限りを知り、為すべきところを尽すも、敢て為すべからざるに陥ることはない。孟子曰く、「其の政刑を明らかにせば、大国といえども必ず畏れん」と。政は憲法であり、刑は律例である。我々は、憲法により「諸教に従うの民」を一樣に安んじ、律例によって一体に治めねばならぬ。かくすれば、西洋人も隙に乗じて吾が自主の権をかき乱すことなく、我々は日本の如く新政を實現できるであろう。これは次善の策である<sup>(69)</sup>。

以上のように、欧榎甲は、「憲法」を中国にも存在する基本的な法、「律例」を大清律例の如き今日という刑法と捉えている。憲法が如何なることを内容とするかについては、信教の自由を言うのみであり、しかもこれは人民の権利として主張されているわけではない。また「憲法は『春秋』謂うところの名分を正すなり」という箇所は、前に述べた『日本書目志』中の「法律門」に付されている康有為の按語をふまえていると考えられる。欧榎甲は、康有為の下で『日本書目志』の編纂に協力しており<sup>(70)</sup>、憲法を扱う日本書の書名を知るとともに、『知新報』や『時務報』に掲載された憲法関係記事を読んでいたことであろう。欧の論説は、康有為とその門弟たちがこの時期憲法をどのように捉えていたかを示す一好例であるといえよう。

## 五 馬建忠と黄遵憲

### 1 馬建忠の憲法理解

康有為・梁啓超らは、元來、儒教經典を中心とする伝統的な学問を身につけた士大夫であり、西洋の事物に或る程度の関心を寄せていたにせよ、海外へ出た経験を持たなかった。彼らは対日敗戦という衝撃の中で、西洋の政治を自覚的

に探求し始めたが、その困難なることは以上の叙述から推測できるであろう。ただ彼らの周辺には、海外諸国に留学あるいは勤務し、西洋の政治制度についての知識を有した人物が存在した。先ず馬建忠を取り上げてみよう。

馬建忠（一八四五—一九〇〇年）は、少年期、伝統教育を受けるとともに、上海郊外にあるカトリック系の徐匯公学に入學してラテン語やフランス語を学び、また人文科学・自然科学の両面にわたる西欧風の教育を約七年間授けられた。その後李鴻章の幕下に入り、一八七七年には遣欧留學生団の随員という資格で、「交渉」「公法」「律例」を研究するためにフランスへ派遣されている。彼は「政治学院」(Ecole libre des sciences politiques)で二年間学び、またパリ法科大学に入學し、「ソシエテ（組合ないし会社）」に関する論文を提出して法学士の学位を授与された。一八八〇年に帰国してからは、李鴻章の下で外交交渉、企業経営、北洋海軍の建設などに従事している<sup>71</sup>。

右のような経歴から判断して、馬建忠は憲法をはじめとする西洋近代の法体系を理解していたと思われる。次に、彼が書き記した文章において憲法がどのように捉えられているかを見てみよう。

馬建忠は、一八七八年、李鴻章に宛てた報告書「上李伯相言出洋工課書」の中で、同年六月の政治学院の年度末試験に触れ、第一問「万国公法」、第二問「各類条約」、第三問「各国商例」、第四問「各国外史」、第五問「英美法三国政治化之異同」、第六問「普比瑞奥四国政治化」、第七問「各国史治異同」、第八問「賦税之科」の計八科目を受験した旨記し、それぞれの問題の内容や彼自身の感想を述べている。

以上の中、第五問と第六問の「政治化」の原語は *Droit constitutionnel* であり、憲法のことである。第五問では、英米仏三国の「上下相維<sup>2</sup>ぐの道、利弊いかん。英能く持久して変らず。美は即ち変らずして多く蔽<sup>おほ</sup>わる。法は屢<sup>しばしば</sup>は変りて屢<sup>しばしば</sup>は壞る（憲法改正がくり返される）。その故いずこに有りや」が問われ、第六問では、プロシアによるドイツ統一（「鯨吞各邦」）、スイスの連邦制、ベルギーの永世中立、オーストリアが「新たに蹶<sup>おぼ</sup>すく（アウスグライヒ？）の後」たることにつき、「庶務を措置するに、孰<sup>た</sup>れか得失たるや」が出題された。

また第七問の「各国吏治」の原語は *Matières administratives* であり、政治制度ということであろう。この科目では、その異同、即ち専制君主制（「君主」）、共和制（「民主」）、立憲君主制（「君民共主」）について問われた。ここで馬建忠は、

其の定法・執法・審法の権、分かちて之を任じ、一身に責めず。権は相侵さず。故に其の政事、綱<sup>すじみかた</sup>目張し、察然として観るべし。

と評して三権分立を賞讃し、さらに徴税や裁判が公正になされていると述べ、「人人、自立の権あり。即ち、人人、自愛の意あり」と言う<sup>(72)</sup>。

以上により、馬建忠は欧米諸国の憲法ないしは国制を比較してそれぞれの優劣を論じた答案を提出したことが知られる。彼は、三権分立に加え、人民の権利の保障という近代憲法の原則を理解していたと推定してよいであろう。

また馬建忠は、同じく一八七八年に認めた「巴黎復友人書」において、ヨーロッパの国際関係の歴史を鳥瞰し、外交官や外政機構のあり方につき詳論している。彼は、外交交渉が如何に困難な仕事であるかを論ずる中で、「其の国制・国律を考え」て微妙なところを識別せねばならぬと述べている<sup>(73)</sup>。さらに彼は、一八七七年制定のフランスの外交官領事官規則を紹介し、外交官試験の科目六科目を説明するが、その冒頭、

一に曰く国制。欧美二洲の治体と其の定律・行律・守律の権を論ず。

と記している<sup>(74)</sup>。なお「国制」の原語は *Droit public* であり、公法ないしは国法学の意である<sup>(75)</sup>。「国律」はその一部としての憲法であろう。

一八七〇年代末に書かれたこれらの書簡は、当時、宛て先である李鴻章とその周辺の少数の人々の間では読まれたであろうが、刊行されることはなかった。馬建忠が執筆した文章は、彼が自ら回顧するところによれば、多く散佚し、ようやく一八九六年に至り、一七篇の文章をまとめたものが『適可齋記言記行』として出版されることになる。

ところで梁啓超は、一八九六年、上海にあって『時務報』の刊行に携わっており、同地に隠棲していた馬建忠と知り

合い、ラテン語を習うなど交流を深め、また馬を通じて敵復、盛宣懷など多彩な人士と交際するようになった<sup>76</sup>。梁は、『適可齋記言記行』に「序」を寄せ、その出版に協力している。

梁啓超は同書所収の文章から西洋近代国家の憲法を理解し得たであろうか。馬建忠自身は憲法を知っていたにせよ、その記すところは三権分立が優れた制度であるということであつて、これが憲法の重要な内容であるとは述べていない。また法による統治権の抑制は論じておらず、人民の権利の保障についても、「人人、自立の権あり」と言うのみで、明確な形では説明していない。他方梁啓超は、前述の如く、「憲法」を「何れの国にも存在する基本的な法」の意味に解していた。彼は、三権分立はともかく、憲法の何たるかを馬建忠から学ぶことはなかつたと思われる。

なお、馬建忠の死後、一九〇二年に刊行された甘韓編『皇朝經世文新編統集』巻四「法律」には、「原法」「性法」「原律」「定律」「用律」「廢律」「分律」「戸籍」「立家」「丁幼」「婚姻」「嗣統」という一二篇の文章が収められている。この中、「原法」と「戸籍」は馬建忠を執筆者としているが、他の一〇篇には執筆者名は記されていない。ただ、これら一二篇は相互に関連しており、行文や用語も類似しているので、すべて馬建忠が執筆したものと推定してよいであろう<sup>77</sup>。

馬建忠は、これらにおいて、先ず法の発生や法と道徳（「理」）の関係を論じ、また自然法（「性法」）と制定法（「律法」）について述べる。次いで、「定律」即ち立法について記し、立法権は他のあらゆる権力に優越するとした上で、

國に國体あり。或いは君主、或いは民主、或いは君民共主、其の國を視て後、定律の權の何人に屬するかを知る。

此れ則ち「國律篇」内に詳言す。

と言う。ここで彼は、例えば「比利時國律の二六款」は「君と議臣、皆な新法を草創するを得」と云うと記す如く、諸國の「國律」の条文を引用しつつ立法権の所在の異同を論じている<sup>78</sup>。「國律」は憲法の訳語として用いられていることが判明する。

また「分律」では法の分類について論じ、

一に曰く、紀綱の例。上下の分を定め、之をして以て相制するに足らしむ所以なり。上、自尊せずして事に憲章<sup>(79)</sup>を悉遵し、下、妄干せずして一一に成法を悉聽す。国の根本、是においてか在る。紀綱の律、独り民主の国これ有るのみならず、即ち君民共主の国もまた有り。其の詳しきは則ち「国律篇」内に載す。二に曰く、条目の律。それ紀綱の律、惟だ其の要を掲げ、分析する能わず。是において、条目の律の在るあり。

と記し、根本法としての憲法を説明している<sup>(80)</sup>。さらに私法（「民律」）と公法（「公律」）の分類を述べる中で、公法は「国律」「吏律」「刑律」の三類に分けられるとして、

「国」の体式を定むるは国律と曰う。……制するに上下の限を以てし、下をして上を乱さざらしめ、上をして下を侵さざらしむ。則ち国律を為り、而して民は向うところを知る。

と云う<sup>(81)</sup>。

馬建忠が憲法を詳論したという「国律篇」は『皇朝経世文新編続集』に収録されておらず、所在不明であるが、右に引用したところから、「国律」即ち憲法とは国家の大綱を定める根本法であり他の諸法律はこれに基礎づけられていること、共和制国家と立憲君主制国家には必ず憲法があり立法権の所在―国情により異なる―が明記されていること、また憲法は人民の権利を規定するのみならず君主など上位者の権力をも制限するものであること、などを読み取ることができるであろう。

以上の如く、『皇朝経世文新編続集』所収の馬建忠の文章は、『適可齋記言記行』所収のそれに比べ、西洋近代国家の憲法について一層踏み込んだ説明を行なっている。ただこれらの文章が世に出たのは、彼の死後、一九〇二年のことであった。これらが何時執筆されたのか、康有為・梁啓超らは日本亡命以前にこれらを読んでいたのか、については遺憾ながら不明である。

## 2 黄遵憲の立憲政体論

黄遵憲（一八四八—一九〇五年）は、一八七九年、新設の駐日公使館の書記官として来日し、一八八二年まで日本で勤務した。その後サンフランシスコ駐在総領事、駐英公使館書記官、シンガポール駐在総領事を務め、一八九四年に帰国している。翌年、上海強学会で康有為と出会い、「天下の事を縦談」したという<sup>(82)</sup>。一八九六年には『時務報』の創刊に参画し、梁啓超と親交を結んでいる。

黄の名著『日本国志』は日清戦争後の一八九五年に刊行され、江湖の好評を博すとともに、康・梁らの変法構想に多大の影響を与えたことは周知のところである。ただ『日本国志』は、一八八〇年代初頭までの、未だ憲法も議会も備わらぬ日本についての研究であった。その巻三「国統志三」は、明治維新後の国会開設運動に触れ、激しい論争が展開されたことを記し、最後に、

朝廷の詔を下し、已に立憲政体を漸建するを以て之を民に許す。其の究竟を論ずるは、敢て知らざるなり。

と結んでいる<sup>(83)</sup>。また巻一四「職官志二」には、

凡そ地方官、毎年一度召集して京に至り、憲法を會議す。名づけて地方官會議と曰う。

とあるが<sup>(84)</sup>、ここでの「憲法」は一八七四年に頒布された「議院憲法」を指しており、これは単に「議院法」というのと同意義で用いられたものである<sup>(85)</sup>。このように『日本国志』には、大日本帝国憲法或いは西洋近代の Constitution についての記述は見られない。

ただ、黄遵憲は、一八九七年三月一二日、北京から『時務報』の経営者たる汪康年に宛て発した書簡において、時務報館には章程が必要である旨を論じ、

此の館の章程は即ちこれ法律なり。西人のいわゆる立憲政体、上下同じく治を法律の中に受くるを謂うなり。……憲、東西洋各国を縦観するに、政体の善は立法・行政岐分れて二と為るに在り、と謂う。窃かに意うに、此の館まさに其の意に師うべし。

と記している<sup>(86)</sup>。この二ヶ月後にも、黄は汪に対し、

まさに合衆国の政体の如くすべし。議政―館中においては董事となる―と行政―館中においては理事となる―を分ちて二事と為さば、方めて持久すべし。

と書き送っている<sup>(87)</sup>。

因みに黄遵憲は、『日本国志』巻八「刑法志一」では「立憲政体」という語を用いることなく、西洋人の法律書に見える「権限」について論じ、

全国上下、同じく治を法律の中に受く。いわゆる名を正し分を定め、争を息め患を弭むを挙げて、一に法を以て之を行う。余、欧美の大小諸国を觀るに、君主・君民共主を論ずる無く、一言以て之を蔽わば、曰く、法を以て国を治むるのみ。

と述べる<sup>(88)</sup>。

以上により、黄遵憲は、立憲政体とは法による統治であり主権者も人民も法の下にあると捉え、またアメリカ合衆国に見られる立法と行政の分立を高く評価していたことが知られる。

それでは黄遵憲は、戊戌変法以前、このような考えを梁啓超に伝えていたのであろうか。一九〇二年六月頃、彼は日本に亡命中の梁啓超に書簡を送り、日本在勤時に民権説に触れ、ルソーやモンテスキューを読み「心志これがために一變」したことなどを述べる中で、

二十世紀の中国の政体、其れ必ず英の君民共主に法るべきか。胸中、此を蓄うること十数年、而るに未だ嘗て一たびも人に対し言わず。惟だ丁酉の六月初六日（一八九七年七月五日）、矢野（文雄）公使に対し之を言う。矢野、力めて禁誡を加う。爾後、益ます緘口結舌せり。朝夕、公「梁」に従いて遊ぶといえども、なお此の大事を以て未だ嘗て一たびも露わさず。公もまた未だ其の深を知らずと想うなり。

と記している<sup>(89)</sup>。これは後年の回想であるので、額面通りに受け取ることはできぬとしても、上海で梁啓超と親交を

持っていた当時、黄がイギリス流の立憲君主制を梁に勸説していなかったことは確かであろう。また黄遵憲が中国のモデルと見なすイギリスには成文憲法が存在しなかったので、黄の立憲君主政体構想においては成文憲法の制定という考えは希薄であったのではないかと思われる。

因みに、黄遵憲は、前述の如く立憲政体を法の支配という側面から捉えているが、これは、人権保障に重きをおく米仏の憲法とは異なる、イギリス憲法の基本原則であった。黄は、理解の程度はともかくとして、イギリスの憲法思想の影響を受けていたと考えられる。

とまれ梁啓超は、黄遵憲の回想が示唆する如く、戊戌変法以前にあっては憲法及び立憲政体を十分理解していなかったと考えてよいであろう。

## おわりに

本稿における考察は、当面以下のようにまとめることができるであろう。

日清戦争以前、西洋人及び中国人により欧米諸国と日本の憲法の紹介や翻訳が文字通り散発的になされたが、これらは当時の中国の政治思想に特段の影響を及ぼすことなく終った。

日清講和条約締結後、積弊の改革を求める声が朝野に溢れる中で、康有為や梁啓超など所謂変法派の知識人は、政治制度の改革を視野に入れて、西洋の政治・社会や学問についての知識・情報を自覚的に求め始めた。この際彼らは、第一に、西洋の書籍の漢訳さらに日本書に着目し、これらを収集して目録を作成した。『日本書目志』所掲の憲法関連書を含む社会科学系文献の冊数は『西学書目表』所掲のそれに比べ二〇倍以上に達し、彼らは、変法を実現するには日本書を研究せねばならぬとの確信を強めたと思われる。ただ戊戌変法以前にあって彼らがどの程度日本語文献を読解していたかについては疑問が残るであろう。

第二に彼らは、変法思想を鼓吹すべく『時務報』や『知新報』を発刊したが、これらには、論説などと並んで、欧文・日本文からの翻訳が掲載され、外国の政治や社会に関する彼らの理解を助けた。

日本の新聞・雑誌記事の翻訳では、Constitution の訳語として日本語そのままに「憲法」が用いられており、この語が徐々に中国で使われるようになる。他方、欧文からの翻訳では、「盟約」「国例」「国典」「朝制」「国制法律」など様々な訳語が当てられていた。但し、いずれの翻訳でも、諸国の憲法の内容について若干の断片的な記述や説明は見られるものの、憲法とは如何なるものであるかに関してのまとまった解説は見当らなかった。

かかる情況の下、梁啓超は、憲法なるものの存在に気付き、それを、何れの国家にも存在し一般の法律・規則類とは区別される基本的な法と考え、その翻訳・学習を主張するようになる。しかし彼は、「憲法」の内容については未だ十分理解していなかった。海外経験を有する馬建忠や黃遵憲は別として、当時変法運動と関わりを持った知識人の憲法認識は、梁啓超のそれを超えるものではなかったであろう。

一八九八年、前年のドイツの膠州湾占領を嚆矢とする所謂利権獲得戦の進行を背景として、変法への気運が再び高揚する中、再度入京した康有為は、上書及び外国事情書の上呈により光緒帝を動かし、六月には戊戌変法あるいは百日維新が開始されることになる。この時期、康有為が執筆した文章には憲法に触れたものがあり、とりわけ『日本変政考』は、明治維新から大日本帝国憲法発布、帝国議会開会までを扱い、憲法に言及した箇所も散見される。筆者は、この頃の康有為の憲法認識は本稿で述べた梁啓超のそれと基本的に同じであったと考えている。戊戌変法から政変を経て日本に亡命し言論活動を再開するに至るまでの時期の康有為・梁啓超らの憲法観については、続稿において検討する予定である。

## 註

- (1) 以上、穂積陳重『統法窓夜話』（一九三六年初版、岩波書店〔岩波文庫〕、一九九九年）所収の「二 憲法という語」による。
- (2) 同書、頁三七―四三。山田央子『明治政党論史』創文社、一九九九年、頁六一―六二。
- (3) 初代駐英公使郭嵩燾のイギリス議会議政治観については、佐々木揚『清末中国における日本観と西洋観』（東京大学出版会、二〇〇〇年）の第二章第四節を参照されたい。
- (4) 荊仁知『中国立憲史』聯経出版事業公司、一九八九年。韋慶遠・高放・劉文源『清末憲政史』中国人民大学出版社、一九九三年。
- (5) 最近の研究動向を示すものとして、王曉秋主編『戊戌維新与近代中国的改革——戊戌維新一百周年国際學術討論會論文集』（社会科学文献出版社、二〇〇〇年）、蔡樂蘇・張勇・王憲明『戊戌変法史論稿』（清華大学出版社、二〇〇一年）がある。また米国で出た最近の論文集として、次のものがある。Rebecca E. Karl & Peter Zarrow, eds, *Rethinking the 1898 Reform Period: Political and Cultural Change in Late Qing China*, Cambridge(Mass.): Harvard University Press, 2002.
- (6) 佐々木正哉「中国における共和思想の展開と台湾民主国独立運動始末（上）」『近代中国』一八卷、一九八六年、頁一一二―一二九。
- (7) 佐々木揚『清末中国』頁一二六、一四〇。
- (8) 王健『溝通兩個世界的法律意義——晚清西方法的輸入与法律新詞初探』中国政法大学出版社、二〇〇一年、頁一八七―二二七。
- (9) 佐々木揚『清末中国』頁二二七。
- (10) 遊歴官派遣問題については、同書、第三章「一八八〇年代末における清朝遊歴官の外国事情調査」を参照されたい。
- (11) 佐藤功『比較政治制度』東京大学出版会、一九六七年、頁一七三。
- (12) 佐々木揚『清末中国』の第一章を参照。
- (13) 蔡樂蘇他『戊戌変法史論稿』頁三〇三―三〇五。

- (14) 坂出祥伸『中国近代の思想と科学』同朋舎出版、一九八三年、頁二二三、一三二、二五六―二五七。
- (15) 「上清帝第四書」姜義華・呉根樑編校『康有為全集』第二集、上海古籍出版社、一九九〇年、頁一六九―一七〇。
- (16) 『西学書目表』については、増田涉『中国文学史研究』（岩波書店、一九六七年）、頁三六八―四二三、及び坂出『中国近代』、頁五三一―五三八、を参照。時務報館本や『質学叢書』本などがあるが、本稿では一八九七年に出た『慎始齋叢書』所収のものを用いた。
- (17) 坂出『中国近代』、頁五三三。
- (18) 「読西学書法」、『西学書目表』所収、頁七。
- (19) なお小野川秀美は、「ただ英仏の政治の梗概は『日本国志』中に一・二を略述するのみ」などとするが、誤読である。小野川秀美『清末政治思想研究』みすず書房、一九六九年、頁七八、八二。
- (20) 国際法の漢訳書については、佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』（東京大学出版会、一九九六年）、頁四五―四七、六〇―七七、二〇二―二〇三、及び田濤『国際法輸入と晚清中国』（済南出版社、二〇〇一年）を参照。
- (21) 「読西学書法」、頁九。
- (22) 梁啓超「論学校七 变法通議三之七 訳書」『時務報』（中華書局影印）第二七冊、光緒二十三年四月二日（一八九七年五月二日）、頁一八〇四（影印本のアラビア数字による頁数を示す。以下同じ）。
- (23) 「読西学書法」、頁九。
- (24) 前註(22)に同じ。
- (25) 『日本書目志』は、蔣貴麟主編『康南海先生遺著集刊』第一一冊（宏業書局、一九七六年）に影印本が、姜義華編校『康有為全集』第三集（上海古籍出版社、一九九二年）に排印本が収められている。本稿では主に後者を用いた。
- (26) 刊行年を一八九七年とする説もあるが、ここでは『康全集』第三集の「編校説明」に拠った。
- (27) 蔡燾蘇他『戊戌変法史述論稿』、頁七一八。

- (28) 坂出祥伸「戊戌変法期における康有為の明治維新論」『文学論集』（関西大学）四一卷四号、一九八九年、頁八一。村田雄二郎「康有為と『東学』——『日本書目志』をめぐる」『外国語科研究紀要』（東京大学教養学部）四〇巻五号、一九九二年、頁一四。
- (29) 「進呈日本明治変政考序」湯志鈞編『康有為政論集』中華書局、一九八一年、上冊、頁二三三。『戊戌奏稿』所収のこの文書は、戊戌の年に上呈されたものでなく、辛亥年の偽作であることが今日明らかとなっているが、日本書入手の経緯を示していると言えるであろう。
- (30) 村田「康有為」、頁六一七。
- (31) 柴田幹夫「康有為の日本認識——『日本変政考』を中心として」『龍谷史壇』一〇八号、一九九七年、頁五二—五三。
- (32) 『康全集』第三集、頁七八一。
- (33) 黄明同・呉熙釗主編『康有為早期遺稿述評』中山大学出版社、一九八八年、頁六一—六八。角田和夫「中国における日清戦争後の立憲思想の形成について」『近代中国』二四巻、一九九四年、頁三七。
- (34) 『康全集』第三集、頁八一—。
- (35) 戊戌期の報刊については、湯志鈞『戊戌時期的学会和報刊』（台湾商務印書館、一九九三年）、及び徐松榮『維新派与近代報刊』（山西古籍出版社、一九九八年）を参照。
- (36) 『時務報』第一七冊、光緒二十二年二月一日、頁一一四五—一一四八。
- (37) 三石善吉『伝統中国の内発的發展』研文出版、一九九四年、頁二四二。
- (38) 『時務報』第二六、二七冊、光緒二十三年四月一一、一二日、頁一七七—一七八〇、一八三九—一八四〇。なお、彭沢周『中国の近代化と明治維新』（同朋舎、一九七六年）、頁一九六—二〇二、を参照。
- (39) 『時務報』第二〇冊、光緒二十三年二月一日、頁二七二。
- (40) 同書、第二九冊、光緒二十三年五月一日、頁一九七五。
- (41) 同書、第三三、三四冊、光緒二十三年六月二日、七月一日、頁二四七、二三一—二三二、二六一—二六二。

- (42) 同書、第五七冊、光緒二十四年三月二日、頁三八八八―三八八九。
- (43) 同書、第二冊、光緒二十三年三月一日、頁一五〇九―一五一〇。
- (44) 同書、第二四冊、光緒二十三年三月二日、頁一六三五。
- (45) 同書、第四五冊、光緒二十三年一〇月二日、頁三〇八五―三〇八六。
- (46) 村田「康有為」、頁三七。
- (47) 『知新報』（澳門基金會・上海社会科学院出版社影印）第三冊、光緒二十三年九月一日、頁三四六―三四七（影印本のアラビア数字による頁数を示す。以下同じ）。
- (48) 『時務報』第四五―四八、五〇―五一冊、光緒二十三年一〇月二日、十一月一、二日、十二月一日、二十四年一月二日、頁三二〇―三二二、三二六―三二七、三三三―三三四、三三〇―三三二、三四三―三四四、三五二。
- (49) 同書、頁三二〇。
- (50) 『知新報』第二四―四二冊、光緒二十三年六月一日―十二月一日、頁三二―三三。
- (51) 同書、第四九冊、頁六三六。
- (52) 同書、第二五冊、頁二四九、第三二冊、頁三六一。
- (53) 馬洪林『康有為大伝』遼寧人民出版社、一九八八年、頁三〇七―三二四。孔祥吉『康有為変法奏議研究』遼寧教育出版社、一九八八年、頁三六一―三七〇。
- (54) 『知新報』第三〇冊、頁三二八―三二九。
- (55) 同書、第三一冊、頁三四四―三四五、第三五冊、頁四〇七―四〇八。
- (56) 同書、第四〇冊、頁四八九。
- (57) 『時務報』第三二冊、光緒二十三年三月一日、頁一四九二―一四九三。
- (58) 同書、第五六冊、光緒二十四年三月一日、頁三八二―三八三。

- (59) 『知新報』第四八冊、光緒二十四年三月一日、頁六一〇—六一一。
- (60) 「読西学書法」、頁八。
- (61) 『時務報』第二七冊、光緒二十三年四月二日、頁一七九七—一八〇五。
- (62) 同書、第四二冊、光緒二十三年九月二日、頁二八四四—二八四五。
- (63) 『知新報』第三五冊、光緒二十三年一〇月一日（一八九七年一〇月二六日）、頁三九六。
- (64) 小野川『清末政治思想』、頁一九四。蔡榮蘇他『戊戌变法史述論稿』、頁四六九—四七四。
- (65) 『時務報』第四九冊、光緒二十三年二月一日（一八九七年二月二四日）、頁三三二五—三三二六。
- (66) 丁平一『湖南維新運動史—一八九五年至一八九八年』漢忠文化事業股份有限公司、二〇〇〇年、頁一三九、一五八。原載は『湘報』一〇二号。
- (67) 中国史学会編『戊戌变法』（『中国近代史資料叢刊』上海人民出版社、二〇〇〇年再版）第一冊、頁二六七。
- (68) 蔡榮蘇他『戊戌变法史述論稿』、頁四五六、四九四。
- (69) 『知新報』第四八冊、光緒二十四年三月一日（一八九八年四月一日）、頁六〇五—六〇七。
- (70) 村田「康有為」、頁五。
- (71) 坂野正高『中国近代化と馬建忠』東京大学出版会、一九八五年、頁一—四、一五—二二。なお筆者による同書の書評（『史学雑誌』九四編一—号、一九八五年）を参照。
- (72) 馬建忠『適可齋記言記行』（文海出版社影印、沈雲龍主編『近代中国史料叢刊』第一六輯）、頁七三—七五（影印本のアラビア数字による頁数を示す。以下同じ）。坂野『中国近代化』、頁二〇。
- (73) 『適可齋』、頁九七。
- (74) 同書、頁一〇一。
- (75) 坂野『中国近代化』、頁三三、四〇。

- (76) 丁文江・趙豐田編『梁啓超年譜長編』上海人民出版社、一九八三年、頁五一、五六。
- (77) 坂野正高は、これら二篇は「全体としてフランス法を規準として論じた比較法的な法学通論ともいべきものを構成している」と評している。坂野『中国近代化』、頁三九。
- (78) 甘韓編『皇朝經世文新編統集』（文海出版社影印、沈雲龍主編『近代中国史料叢刊』第七九輯）、頁二九七（影印本のアラビア数字による頁数を示す。以下同じ）。
- (79) 「憲章」について、馬建忠は「憲章は、一人の私見にあらずして、すなわち一国の公例なり」、「律（議會制定法）と例（国王その他の命令）は、すなわち治民の大法の存するところ、一国の憲章の係るところ」などと記しており、成文憲法というよりも、一国の法のあり方或いは法の全体を指して用いているように思われる。同書、頁二九六、二九九。
- (80) 同書、頁三〇一。
- (81) 同書、頁三〇三。
- (82) 「人境廬詩草序」『康有為政論集』上冊、頁六二六。坂出「戊戌変法期」、頁八〇。村田「康有為」、頁四。
- (83) 黄遵憲『日本国志』（上海古籍出版社影印、王宝平主編『晚清東遊日記叢編』二〇〇一年）、頁五〇（影印本の漢数字による頁数を示す。以下同じ）。
- (84) 同書、頁一七七。
- (85) 穂積『統法窓夜話』、頁三八。
- (86) 上海図書館編『汪康年師友書札』第三冊、上海古籍出版社、一九八七年、頁二三四八。
- (87) 同書、頁二三五六。なお蔡案蘇他『戊戌変法史述論稿』頁四一五—四一八、を参照。これらの書簡は、時務報館の経営に干渉するものとして汪康年を憤慨させたという。
- (88) 『日本国志』、頁二七九。
- (89) 『梁啓超年譜長編』、頁二八九。Noriko Kanachi, *Reform in China: Huang Tsun-hsien and the Japanese Model*, Cambridge (Mass.):

Harvard University Press, 1981, pp.247-248. なお黄遵憲は、一九〇四年八月の梁啓超宛書簡の中でも同趣旨のことを述べているが、その際「君民共主」が「立憲」に、「民主」が「共和」に言い換えられている。『梁啓超年譜長編』頁三四〇。